

資治通鑑 第 226 卷

【唐紀四十二】 起屠維協洽八月，盡重光作噩五月，凡一年有奇。

続国訳漢文大成 經子史部 第 13 卷 064p

代宗睿文孝武皇帝下大歷十四年（己未，779年）

【皇帝は政務に励む】

■【喬琳の起用に驚く】八月，甲辰(40)，道州（現・陝西省渭南市大荔県）司馬の楊炎（大曆十二年に元載に党するにて貶せらる）を以て門下侍郎と為し，懷州刺史の喬琳を御史大夫と為し，並せて同平章事とす。上（徳宗）は方に精を勵まして治を求め，不次に人を用い，相を崔祐甫に卜し，祐甫は炎の器業を薦め，上も亦た素より其の名を聞き，故に遷謫の中より之を用いる。琳は，太原の人，性は粗率にして，詼諧を喜び，他の長無く，張渉と善し，渉は其の才の大いに用いる可きを稱し，上は渉の言を信じ而して之を用いる。聞く者は駭愕せざるは無し。

■【吐蕃の使者の返還】代宗之世，吐蕃は數々遣使して和を求め，而るに寇盜は息まず，代宗は悉く其の使者を留め，前後八輩，老死に至るまで歸るを得ざる者有り。其の人を俘獲し，皆な江（揚子江南）、嶺（五嶺の外）に配す。上は徳を以て之を懷けんと欲し，乙巳(41)，隨州司馬の(13-065p)韋倫を以て太常少卿と為し，吐蕃に使いせしめ，悉く其の俘五百人を集め，各々襲衣(衣-襲)を賜い而して之を遣る。

■【選舉の議】協律郎(律呂を和し、四時の氣八風五音の節を弁ずるを掌る、太常寺に属す)の沈既濟は選舉の議を上りて，以為く、

「選用之法は，三科而して已む。曰く徳也、才也、勞也。今選曹は皆な焉に及ばず。考校之法(唐の人を擇ぶの法に四有り、身言書判。身は其の體貌豐偉なるを取り、言は其の言詞辨正なるを取り、書は其の楷法辨美なるを取り、判は其の文理優長なるを取る)は，皆な書判、簿歷(其の資考殿最を著わす所以)、言詞、俯仰(諸を身言の間に觀る)に在り而して已む。夫れ安行徐言は，徳に非ざる也。麗藻芳翰は，才に非ざる也。累資積考は，勞に非ざる也。此を執りて以て天下之士を求めるは，固より未だ盡きず矣。今人は未だ土著せず，鄉閭に本づく可からず。鑒は獨り明らかならず，吏部に専らす可からず。臣は謹んで古今を詳酌し，謂えらく、五品以上及び群司長官は，宜しく宰臣をして進敘せ令め，吏部、兵部をして參議するを得しむべし焉。其の六品以下は或は僚佐之屬は，州府の辟用を許し，其の牧守、將帥は或は選用すること公に非ざれば，則ち吏部、兵部は察し而して之を擧げるを得，其の私冒を罪す。慎みて擧げざる者は，小は譴黜を加え，大は刑典を正す。成を責め任を受け，誰か敢えて勉めざらん！夫れ是くの如きならば，則ち賢者は獎めず而して自ら進み，不肖なる者は抑えず而して自ら退かん，衆才咸(続は並)な得れば而して官治まらざる無し矣。今選法は皆な才を吏部に擇び，職(続は能)を州郡に試みる。若し才職稱わず，紊亂して任える無し，刺史を責めれば，則ち曰わん、官を命ずるに吏曹に出で，敢えて廢せざる也。侍郎を責めれば，則ち曰わん、書判、資考を量り而して之を授ける，其の往を保せざる也。令史を責めれば，則ち曰わん、由歷、出入を按じ而して之を行う，其の他を知らざる也。黎庶徒らに弊え，誰か其の咎に任ぜん！若し牧守自ら用いれば，則ち罪將に焉くに逃れん。必ず州郡之濫れは，獨り一刺史を換え則ち革めん矣。吏部之濫れの如きは，其の侍郎を更えんと雖も無益也。蓋し人物は浩浩として，得て而して知る可からず，法は之をして然ら使む，主司之過ちに非ず。今諸道の節度、都團練、觀察、租庸等使は，判官、副將より以下，皆な自ら擇ば使む，縱い其の間或は情故有りとも，大いに其の例を擧げ，十猶ほ七全なり。則ち吏を辟する之法は，已に今試みる，但だ未だ州

縣に及ばざる耳。利害之理は、較然として觀る可し。曩に諸使僚佐をして盡く選曹を受け令めば、則ち安んぞ能く方隅之重きを鎮し、財賦之殷を理めん乎！」

既濟は、吳人也。

■**[楊炎は曹王の皋を拔擢]**初め、衡州(衡陽縣に治す、湖南觀察使に屬す)刺史の曹王の**皋**は治行有り、湖南觀察使の**辛京杲**(太曆五年に就任)は之を疾み、陷とすに法を以てし、潮州刺史に貶す(嶺を度るを貶と為す)。時に**楊炎**は道州に在り、其の直なるを知り、入りて相なるに及び、復た擢んで衡州刺史と為す。始め、**皋**之誣に遭いて治に在る(獄吏は其の事を治し、皋は囚服を以て列に在るをいう)や、**太妃**は老い、將に驚き而して戚まんとするを念い、出でて則ち囚服して辨に就き、入れば則ち笏を擁し魚(金魚袋をいう)を垂れ、即きて潮(潮州刺史)に貶せられ、(13-066p)遷を以て入りて賀す。是に及びて、然る後に跪き謝して實を告げる。**皋**は、明(太宗の子)之玄孫也。

■**[李懷光是同僚を誅殺]**朔方、邠寧節度使の**李懷光**は既に**郭子儀**に代わり、邠府の宿將の**史抗**、**溫儒雅**、**龐仙鶴**、**張獻明**、**李光逸**の功名は素より**懷光**の右に出で、皆な怏怏として服さず。**懷光**は兵を發して防秋し、長武城に屯し、軍期進退は、時に令に應じず。監軍の**翟文秀**は**懷光**に勸め奏して宿衛せ令め、**懷光**は之を遣り(続は欠如)、既に營を離れるや、人をして追捕せ使め、誣うるに它罪を以てす、且つ曰く、

「**黃萇**之敗(224 卷八年にあり、吐蕃に靈州に破られる)は、職として爾に之れ由る！」

盡く之を殺す。

■九月、甲戌(10)、淮西を改めて淮寧と為す。

■**[蜀の崔寧の奢侈]**西川節度使、同平章事の**崔寧**は、蜀に在ること十餘年(崔旰が成都に入る榮泰元年より)、地險しく兵強きを恃み、恣に淫侈を為し、朝廷は之を患い而して易える能わず。是に至り、入朝し、司空、兼山陵使を加える。

■**[南詔 吐蕃 南詔・吐蕃の蜀入寇対策]**南詔王の**閣羅鳳**は卒し、子の**鳳迦異**は前に死し、孫の**異牟**は尋ぎて立つ。冬、十月、丁酉(33)朔、吐蕃は南詔と兵十萬を合わせ、三道より入寇し、一は茂州に出で、一は扶(古の鄧至の地、北周天和中に置く。甘肅省渭川道文県、現・隴南市文県)、文(漢の陰平の地、隋は曲水・正西・長松を分けて置く)に出で、一は黎(漢は越嶲郡界に屬す、漢は漢源縣を置く。武后大足元年に黎州を置く、漢の沈黎縣、漢源・飛越・通望の3縣と54 羈縻州を管轄、現・四川省雅安市漢源縣)、雅(漢の嚴道縣、隋は臨邛郡、現・四川省雅安市雨城区)に出でて、曰く、

「吾は蜀を取り以て東府と為さんと欲す。」

崔寧は京師に在り、留める所の諸將は御ぐ能わず、虜は連りに州、縣を陷し、刺史は城を棄てて走り、士民は山谷に竄匿す。上は之を憂い、**寧**を趣して鎮に歸らしむ。**寧**は已に辭し、**楊炎**は上に言つて曰く、

「蜀の地は富饒にして、**寧**は之を據有し、朝廷は其の外府を失うこと、十四年矣。**寧**は入朝すると雖も、全師は尚ほ守り其の後、貢賦入らず、蜀無きと同じ。且つ**寧**は本は諸將と等夷なり、亂に因りて位を得、威令は行われず。今之を遣わすと雖も、必ず恐らくは功無からん。若し其れ功有れば、則ち義は奪う可からず。是れ蜀の地敗れば固より之を失い、勝つとも亦た得ざる也。願わくは陛下は熟察すべし。」

上は曰く、

「然らば則ち奈何？」

對えて曰く、

「請う**寧**を留め、**朱泚**が領する所の范陽の戍兵數千人を發し、禁兵を雜え往きて之を撃たしめん、何ぞ克たざるを憂えん！因り而して親兵を其の腹中に内れるを得れば、蜀將は必ず敢えて動かず、然る後に更

に他の帥に授け、千里の沃壤をして復た國の有と為ら使めん、是れ小害に因り而して大利を収める也。」

上は曰く、

「善し。」

と遂に寧を留める。初め、馬璘は涇原の都知兵馬使の李晟の功名を忌み、遣わし入りて宿衛せしめ、右神策都將と為す。上は禁兵四千人を發し、晟をして之を將い使め、邠(邠寧県)、隴(隴右県)、范陽の兵五千を發し、金吾大將軍の安邑の曲環をして之を將い使め、以て蜀を救う。東川は軍を出し、江油(漢魏は無人の地と為す。晋始めて平武県を置く。隋は改めて江油県と為す、龍州を帯びる、現・四川省綿陽市平武県)より白壩(利州の管下景谷県の西北に白壩鎮城あり)に趣き、山南の兵と合し吐蕃、南詔を撃ち、之を破る。范陽の兵は追いて七盤(巴州に属す県、武后久視元年に置く)に及び、又た之を破り、遂に維、茂二州に克つ。李晟は追いて(13-067p)大度河(雅州蘆山県に在り)外に撃ち、又た之を破る。吐蕃、南詔は饑寒し崖谷に隕ちて死する者は八九萬人。吐蕃は悔い怒り、誘導使之來たる者を殺す。異牟は尋ぎて懼れ、苴咩城(瀘州より南のかた瀘水を渡り 650 里)を築き、延袤十五里、徙りて之を居く。吐蕃は之を封じて日東王と為す。

■[皇帝は法を用いるに嚴]上は法を用いるに嚴なり、百官は震悚す。山陵の近きを以て、人の屠宰を禁ず。郭子儀之隸人(僕隸の属)は潜に羊を殺し、載せて以て城に入り、右金吾將軍の裴諝は之を奏す。或は諝に謂って曰く、

「郭公は社稷の大功有り、君は獨り之が地を為さざる乎？」

諝は曰く、

「此れ乃ち吾が之が地を為す所以也。郭公の勳は高く望みは重く、上は新たに即位し、以為えらく群臣は之に附く者衆し、吾は故に其の小過を發き、以て郭公の威權の畏るるに足らざるを明らかにする也。此くの如く、上は天子を尊び、下は大臣を安んずるは、亦た可ならず乎！」

■[代宗を元陵に埋葬]己酉(45)、睿文孝武皇帝を元陵(京兆の富平県の西北 25 里、現・陝西省渭南市富平県)に葬す。廟號を代宗とす。將に發引せんとし、上は之を送り、輜輶車が馳道に當たらずして、稍丁未之間を指すを見る(車丁未之間を指すときは、行きて道外に出ず。蓋し門を出で、斜めに道西に就かんと欲す、道に中間に當りて行かざるのみ)、其の故を問い、有司は對えて曰く、

「陛下は本命午に在り、敢えて沖かざる也。」

上は哭して曰く、

「安んぞ靈駕を枉げ而して身の利を謀る有らん乎！」

命じて輶を改めて午に直し而して行かしむ。肅宗、代宗は皆な陰陽鬼神を喜び、事は大小と無く、必ず之を卜祝に謀り、故に王嶼、黎幹は左道を以て進むを得る。上は雅より之を信じず、山陵に但だ七月之期(天子は七月にして葬る)を取り、事集り而して發し、復た日を擇ばず。

■十一月、丁丑(13)、晉州刺史の韓滉を以て蘇州刺史、浙江東、西觀察使と為す。

■[喬琳は政事を罷む]喬琳は衰老して耳聾(耳聞こえず)う、上は或は時に訪問するに、應對は次を失い、謀議する所復た疏闊なり。壬午(18)、琳を以て工部尚書と為し、政事を罷む。上は是に由り張洎(喬琳を薦める)を疏んず。

■[楊炎は崔寧を鎮に出す、大人事異動]楊炎は既に崔寧を留め、二人は是に由りて交々惡む。炎は托するに北邊は須く大臣の鎮撫するを以て、癸巳(29)、京畿觀察使の崔寧を以て單于、鎮北大都護、朔方節度使と為し、坊州に鎮せしむ。荊南節度使の張延賞を以て西川節度使と為す。又た靈鹽節度都虞侯の體泉の

杜希全を以て靈、鹽州留後に知たらしむ。代州刺史の張光晟を單于、振武等城、綏、銀、麟、勝州留後に知たらしむ。延州刺史の李建徽を鄜、坊、丹州留後に知たらしむ。時に寧は既に鎮に出、當に更に留後を置くべからず、炎は寧の權を奪わんと欲し、且つ其の為す所を窺い、三人をして皆な自ら事を奏すを得令め、仍ほ之を諷し寧の過失を伺わ使む。

■十二月、乙卯(51)、宣王の誦を立てて皇太子と為す。

■[天下の公賦は人君の私藏]舊制に、天下の金帛は皆な左藏、太府(庫藏財貨の出納を掌る)に貯え四時其の數を上り(尚書に報告)、比部(句会を掌る)は其の出入を覆す。(13-068p)第五琦が度支、鹽鐵使と為るに及び、時に京師は豪將多く、求取すること節無し、琦は制する能わず、乃ち奏して盡く大盈内庫(玄宗朝に始まる)に貯え、宦官をして之を掌ら使め、天子も亦た取給を以て便と為し、故に久しく出でず。是に由りて天下の公賦を以て人君の私藏と為し、有司は復た其の多少を窺い、其の贏縮(余りあると足らざると)を校すを得ざること、殆んど二十年。宦官の其の事を領する者は三百餘員、皆な其の中を蠶食し、蟠結根據し、牢として動く可からず。楊炎は上の前に頓首して曰く、

「財賦者、國之大本なり、生民之命にして、重輕安危は、之に由らざるは靡し、是を以て前世皆な重臣をして其の事を掌ら使め、猶ほ或は耗亂して集まらず。今獨り中人を使い出入盈虛(満ち欠け)、大臣皆な知るを得ず、政之蠹敝(とへい(虫が食い荒らすように、内部から物事を侵食し、破壊・衰退)は、此より甚しきは莫し。請う之を出して以て有司に歸すべし。宮中歳用の幾何なるかを度り、數を量りて奉じて入り、敢えて乏しき有らざらしめん。此くの如く、然る後に以て政を為す可し。」

上は即日詔を下す、

「凡そ財賦は皆な左藏に歸し、一に舊式を用い、歳ごとに數中に於いて精好なる者三、五千匹を擇び、進めて大盈に入れしむ。」

炎は片言を以て人主の意を移し、議者は之を稱す。

■丙寅(2)晦、日之を食する有り。

■[人材登用の要]湖南の賊帥の王國良は山に阻りて盜を為し、上は都官員外郎(唐の都官郎は浮隸の簿録を掌り、衣糧医薬を給し、而して其の訴冤を理す)の關播を遣わして之を招撫せしむ。辭して行き、上は問うに政を為す之要を以てし、對えて曰く、

「政を為す之本は、必ず有道の賢人を求め之と理を為す。」

上は曰く、

「朕は比^{ちかごろすで}以に詔を下して賢を求め、又た使臣を遣わして廣く搜訪を加えし使む、庶幾わくは以て理を為す可からん乎！」

對えて曰く、

「詔を下して求める所は及び使者の薦める所は、惟だ文詞干進之士を得る耳、安んぞ有道の賢人の肯えて牒に隨いて舉選するもの有らん乎！」

上は悦ぶ。

■崔祐甫は疾有り、上は肩輿にして中書に入ら令む、或は休假して第に在れば、大事は中使をして咨決せ令む。

德宗神武孝文皇帝一(庚申、780年)(德宗の諱は适、代宗の長子)

【楊炎は兩税法により政權中枢となる】

■**【楊炎の兩税法を採用す】**春，正月，丁卯(3、1日)朔，改元す。群臣は尊號を上りて**聖神文武皇帝**と曰う。天下に赦す。始めて**楊炎**(兩税法を作り、夏輸は六月を過ぎる無く、秋輸は十一月を過ぎる無く、大曆十四年の墾田の数を観て定と為す)の議を用い、黜陟使に命じて觀察使、刺史と、百姓の丁産を約し、等級を定め、兩税法を作らしむ。比來(近來)の新舊の征科(統は徴科)の色目は、一切之を罷む。二税の外に輒ち一錢を率する者は、枉法を以て論ず。唐の初め、賦斂之法は租、庸、調と曰い、田有れば則ち租有り、身有れば則ち庸有り、戸有れば則ち調有り。**玄宗**之末に、版籍は浸く壞れ、多く其の實に非ず。至德の兵(安史の乱)起こるに及び、所在の賦斂は、迫趣(り促な)して辦を取り、復た常准無し。賦斂之司は(13-069p)數を増し而して相い統攝する莫く、各々意に隨いて科を増し、自ら色目を立て、新故は相い仍り、紀極を知らず。民の富める者丁多ければ、率ね官と為り、僧と為り以て課役を免れ、而して貧しき者丁多ければ、伏匿する所無し、故に上戸は優に而して下戸は勞す。吏は因縁して蠶食し、民は旬輸月送し、困弊に勝えず、率ね皆な逃徙して浮戸と為り、其の土著するは百に四五も無し。是に至りて、**炎**は建議して兩税法を作り、先ず州縣の毎歳の應に費用すべき所及び上供之數を計り而して人に賦し、出づるを量りて以て入るを制す。戸は主、客無く(州県に主戸客戸有り。天寶三載に民十八以上を中男と為し、二十三以上を成丁とす)、見居を以て簿を為る。人は丁、中と無く、貧富を以て差と為す。行商を為す者は、在所の州縣三十之一を税し、居者(居行は皆な德倖の利無きを言う)と均しく、僥利無から使む。居人之税は、秋、夏兩たび之を征す。其の租、庸、調雜徭は悉く省き、皆な度支に總統す。上は其の言を用い、赦令に因りて之を行う。

■**【劉晏の轉運租庸青苗鹽鐵等使を罷む】**初め、左僕射の**劉晏**は吏部尚書為り、**楊炎**は侍郎為り、相い悦ばず。**元載**之死(前卷大曆十三年)するは、**晏**は焉に力有り。上の即位に及び、**晏**は久しく利權を典り、衆は頗る之を疾之み、多く上言す、

「轉運使の罷める可き」

と。又た、

「**晏**は嘗て密に表し、**代宗**に勧めて**獨孤妃**を立てて**皇后**と為さんとす」

と風言(風聞に得て之を言う)する者有り。**楊炎**は宰相と為り、**元載**の為に仇を報いんと欲し、因りて上の為に流涕して言う、

「**晏**は**黎幹**、**劉忠翼**と同じく謀り(大曆十四年に死す、前卷にあり)、臣は宰相と為り討つ能わず、罪は萬死に當る！」

崔祐甫は言う、

「茲の事は曖昧なり、**陛下**は已に曠然として大赦す、當に復た虚語を究尋するべからず。」

炎は乃ち建言す、

「尚書省は、國政之本なり、^{ちかごろ}比 諸使を置き、其の權を分けて奪う、今宜しく舊に復すべし。」

上は之に従う。甲子(0、甲午30とすべし28日)、天下に詔して錢穀は皆な金部(天下の庫藏出納の數、京市・互市・和市・宮市の交易の事を掌る)、倉部(天下の庫儲の出納租稅祿糧食廩の事を掌る)に歸せしめ、**晏**の轉運、租庸、青苗、鹽鐵等使を罷む。

■**【魏博節度使の田悅の兵は私兵化】**二月，丙申(32、1日)朔，黜陟使(太宗の貞觀八年に置く)十一人に命じて分けて天下を巡らしむ。是より先、魏博節度使の**田悅**は朝廷に事えて猶ほ恭順なり、河北黜陟使の**洪經綸**は、時務を曉らず、**悅**の軍の七萬人なるを聞き、符下して、其の四萬を罷め、農に還ら令む。**悅**は陽りて

命に順い、符の如く之を罷む。既に而して應に罷むべき者を集め、之を激怒して曰く、

「汝が曹は久しく軍中に在り、父母妻子有り、今一旦黜陟使の罷む所と為れば、將に何に資りてか以て自ら衣食する乎！」

衆は大いに哭す。悦は乃ち家財を出し以て之に賜い、各々をして部伍に還ら使む。是に於いて軍士は皆な悦を徳とし而して朝廷を怨む。

■[原州築城の失敗]崔祐甫は疾を以て、多く事を視ず。楊炎は獨り大政に任じ、専ら恩仇を復すを以て事と為す、奏して元載の遺策(224 卷代宗大曆八年)を用い原州に城きづき、又た兩京、關内の丁夫を發して豐州の陵陽渠(豐州九原県に在り)を浚え、以て屯田を(13-070p)興さんと欲す。上は中使を遣わして涇原節度使の段秀實に詣り、訪ねるに利害を以てし、秀實は以為く、

「今邊備は尚ほ虚し、未だ宜しく事を興して以て寇を召くべからず。」

炎は怒り、以て已を沮むと為し、秀實を征して司農卿と為す。丁未(43、1 4 日)、邠寧節度使の李懷光是四鎮、北庭行營、涇原節度使を兼ね、軍を原州に移さ使め、四鎮、北庭留後の劉文喜を以て別駕と為す。京兆尹の嚴郢は奏す、

「案ずるに朔方の五城は、舊は沃饒之地に屯す、喪亂より以來、人功は及ばず、因りて荒廢を致す、十に一も耕さず。若し力墾辟す可くんば、浚渠を俟たず。今兩京、關輔の人を發し豐州に於いて渠を田を營み、所得を計るに所費を補わず、而して關輔之人は流散を免れず、是れ畿甸を虚しくし而して軍儲に益無き也。」

疏は奏されるも、報じず。既に而して陵陽渠は竟に成らず、之を棄てる。

■上は楊炎之言を用い、托するに奏事の實ならざるを以てし、己酉(45、1 6 日)、劉晏を貶して忠州刺史と為す。

■癸丑(49、2 0 日)、澤潞留後の李抱真を以て節度使と為す。

■[朱泚を四鎮北庭行軍涇原節度使]楊炎は原州に城きづきて以て秦、原を復さんと欲し、李懷光に命じて前に居りて督作し、朱泚、崔寧は各々萬人を將いて其の後ろを翼せしむ。詔して涇州に下して城具を為らしめ、涇之將士は怒りて曰く、

「吾が屬は國家の西門之屏と為り、十餘年矣。始め邠州に居り、甫めて耕桑を營み、地著之安き有り。徙りて涇州に屯し(224 卷大曆三年)、荊榛を披き、軍府を立てる。坐席未だ暖かならざるに、又た之を塞外に投じる(先に原州を棄てて守らず、故にいう)。吾が屬は何の罪あり而して此に至る乎！」

李懷光は始め邠寧の帥と為り、即ち溫儒雅等を誅し(大曆十四年)、軍令は嚴峻なり。涇原を兼ねるに及びて、諸將は皆な懼れて、曰く、

「彼の五將(史抗、溫儒雅、龐仙鶴、張獻明、李光逸)は何の罪ありてか而して戮と為るや？今又た此に來たり、吾が屬は能く憂い無からん乎！」

劉文喜は衆心の安ぜざるに因りて、涇州に據り、詔を受けず、上疏し復た段秀實が帥と為るを求め、

「不らざれば則ち朱泚。」

癸亥(59、3 0 日)、朱泚を以て四鎮、北庭行軍、涇原節度使を兼ね、懷光に代わらしむ。

■[李忠臣は人を救うこと多し]三月、翰林學士、左散騎常侍の張涉は前の湖南觀察使の辛京杲の金を受け、事は覺わる。上は怒り、法に置かんと欲す。時に李忠臣は檢校司空、同平章事を以て、朝請を奉じ、上に言つて曰く、

「陛下は貴きこと天子と為り、而して先生(先に東宮に待讀たり)は財に乏しきを以て法を犯せり、臣愚を以て

之を觀るに、先生之過に非ざる也。」

上の意は解け、辛未(7)、**涉**を放して田裡に歸らしむ。**辛京杲**は私忿を以て部曲を杖殺し、有司は奏す、「**京杲**の罪は死に當る」

と、上は將に之に従う。**李忠臣**は曰く、

「**京杲**は死に當ること久し矣！」

上は其の故を問ひ。**忠臣**は曰く、

「**京杲**の諸父兄弟は皆な戰死し、獨り**京杲**のみ今に至るまで尚ほ存す、臣は故に以為えらく死に當ること久し矣。」

上は憫然として、(13-071p)**京杲**を諸王傳に左遷す。**忠臣**は機に乗り人を救う、此の類多し。

【吐蕃との会盟】

■**吐蕃****[劉文喜は吐蕃に通じて反乱]****楊炎**は度支、轉運使を罷め、金部、倉部に命じて之を代わらしむ。既に而して省職は久しく廢され(尚書省の諸司は其の職を失うこと已久しき)、耳目は相い接せず、能く振擧する莫く、天下の錢穀は總領する所無し。癸巳(29、30日)、復た諫議大夫の**韓洄**を以て戸部侍郎、判度支と為し、金部郎中の萬年の**杜佑**を以て江、淮水陸轉運使を權せしめ、皆な舊制の如し。**劉文喜**は又た詔を受けず、自ら旌節を邀えんと欲す。**夏**、四月、乙未(31、1日)朔、涇州に據りて叛し、其の子を遣わして吐蕃に質とし以て援けを求める。上は**朱泚**、**李懷光**に命じて討たしめ、又た神策軍使の**張巨濟**に命じて禁兵二千を將いて之を助けしむ。

■**吐蕃****[吐蕃の俘を歸す]**吐蕃は始め**韋倫**が其の俘を歸すを聞き(帝は初めて即位し、徳を以て吐蕃を懷けんと欲し、倫を遣わして代宗の朝に獲る所の俘を歸す)、之を信じず、俘が境に入り、各々部落に還り、「新天子は宮人を出し、禽獸を放ち、英威聖徳は、中國に洽^{あま}ねし。」と稱するに及び、吐蕃は大いに悦び、道を除きて**倫**を迎える。**贊普**は即ち使いを發して**倫**に隨いて入貢し、且つ賻贈(代宗の賻贈)を致す。癸卯(39、9日)、京師に至り、上は之を禮接す。既に而して蜀將は上言す、

「吐蕃は豺狼なり、獲る所の俘は歸す可からず。」

上は曰く、

「戎狄は塞を犯せば則ち之を撃ち、服すれば則ち之を歸す。撃ちて以て威を示し、歸して以て信を示す。

威信は立たざれば、何を以て遠きを懷^{なつ}けん！」

悉く(又、悉く劔南の獲る所の俘を歸すなり)命じて之を歸さしむ。

■**[德宗は州府の貢獻を歸す]**代宗之世、元日、冬至、端午、生日の毎(代宗より五代に至るまで、正・至・端午・降誕に、皆貢獻有り。これを四節進奉という)に、州府は常賦之外に於いて競いて貢獻を為す、貢獻の多き者は則ち之を悦ぶ。武將、奸吏は、此に緣りて下民を侵漁す。癸丑(49、19日)、上の生日(天寶元年四月十九日に生まれる、節の名を置かず)、四方は貢獻し皆な受けず。**李正己**、**田悅**は各々**縑**^{かとり}(目を緻密に固く織った平織りの絹布)三萬匹を獻じ、上は悉く之を度支に歸し以て租賦に代える。

■**吐蕃****[吐蕃との盟]**五月、戊辰(4)、**韋倫**を以て太常卿と為す。乙酉(21)、復た**倫**を遣わして吐蕃に使いせしむ。**倫**は上自ら載書(盟誓の書)を為り、吐蕃と盟するを請う。**楊炎**は以為えらく敵に非ずと、請う**郭子儀**の輩と載書を為り以て聞し、上をして畫可せ令め而して已む、之に従う。

■**[劉文喜の討伐]****朱泚**等は**劉文喜**を涇州に圍み、其の出入を杜ぎ、而して壁を閉じて與に戰わず、之久し

く抜かず。天は方に早し、饋運を征發し、内外は騒然とし、朝臣は上書して**文喜**を赦して以て疲人を蘇らせんと請う者、勝げて紀す可からず。上は皆な聽さず、曰く、

「微孽除かざれば、何を以て天下に令するや！」

文喜は其の將の**劉海賓**をして入りて奏せ使め、**海賓**は上に言つて曰く、

「臣は乃ち**陛下**の藩邸の部曲なり(帝は初め雍王を以て天下兵馬元帥たり、史朝義を討つ、凡そ行營に在るものは皆部曲なり)、豈に肯えて叛人(続は叛臣)に附かん、必ず**陛下**の為に其の首を梟して以て獻じん。但だ**文喜**が今求める所の者は節而して已む、願わくは**陛下**は姑く之を與えるべし、**文喜**は必ず怠り、則ち臣の計は施すを得ん矣。」上は曰く、

「名器は人に假す可からず(孔子の言)、爾は能く效を立てれば(13-072p)固に善し、我が節は得可からざる也。」

海賓をして歸りて以て**文喜**に告げ使め、而して之を攻めること初めの如し。御膳を減じて以て軍士に給し、城中の將士は當に春服を受けるべき者は、賜予すること故の如し。是に於いて衆は上の意の移す可からざるを知る。時に吐蕃は方に唐に睦ましく、為に兵を發せず、城中の勢いは窮す。庚寅(26)、**海賓**は諸將と共に**文喜**を殺し、首を傳え、而して原州は竟に城きづくを果たさず。上が即位より、**李正己**は内に自ら安ぜず、參佐を遣わして入りて事を奏せしむ。會々涇州の捷奏至る、上は**文喜**之首を觀使め而して歸る。**正己**は益々懼れる。

■六月、甲午(39、1日)朔、門下侍郎、同平章事の**崔祐甫**は薨ず。

■[奉天城を築く]術士の**桑道茂**は上言す、

「**陛下**は數年を出でずして、暫く宮を離れる之厄有り。臣は奉天を望むに天子の氣有り、宜しく其の城を高大にし以て非常に備えるべし。」

辛丑(37)、京兆に命じて丁夫數千を發し、六軍之士を雜えて、奉天城を築かしむ。

■[回紇][代宗卒後、回紇の賀達干は登裡可汗を殺す]初め、回紇の風俗は樸厚にして、君臣之等甚だ異ならず、故に衆志專一に、勁健にして敵無し。唐に功有る(安史の乱の平定)に及び、唐は賜遺すること甚だ厚し、**登裡可汗**は始めて自ら尊大にし、宮殿を築きて以て居り、婦人粉黛文繡之飾り有り。中國之が為に虚耗し、而して虜俗も亦た壞れる。**代宗**の崩ずるに及び、上は中使の**梁文秀**を遣わして往きて哀を告げしめ、**登裡**は驕りて禮を為さず。九姓胡の回紇に附ける者は、**登裡**に説いて以わく、

「中國は富饒なり、今喪に乗じて之を伐てば、大利有る可からん。」

登裡は之に従い、國を擧げて入寇せんと欲す。其の相の**頓莫賀達干**は、**登裡**之從父兄也、諫めて曰く、

「唐は、大國也、我に負く無し、吾は前年太原を侵し(前卷代宗大曆十三年)、羊馬數萬を獲り、大捷と謂う可し、而も道遠く糧乏しく、歸る比おい、士卒は徒行(道遠く糧乏しきが為に、士卒は馬を殺して之を食う、故に徒行するもの多し)する者多し。今國を擧げて深く入り、萬一捷たざれば、將に安くに歸せん乎！」

登裡は聽かず。**頓莫賀**は人心之南寇を欲せざるに乗じる也、兵を擧げて撃ちて之を殺し、九姓胡二千人を並せ、自立して**合骨咄祿毘伽可汗**と為り、其の臣の**聿達干**を遣わして**梁文秀**と俱に入見し、藩臣と為るを願わしめ、發を垂れて翦らず、以て冊命(続は詔命)を待つ。乙卯(51、13日)、京兆少尹の**臨漳**(相州に属す、本は鄴県の地、東魏の孝靜帝、鄴県を分け、鄴城中に臨漳県を置く。河南省河北道、現・邯鄲市臨漳県)の**源休**に命じ**頓莫賀**を冊して**武義成功可汗**と為さしむ。

■[邵州賊帥の王國良は降る]秋、七月、丙寅(2)、邵州の賊帥の**王國良**は降る。**國良**は本は湖南の牙將なり、觀察使の**辛京果**は武岡(漢の零陵郡都梁県の地。晋は武岡県を置く、湖南省湘江道、現・邵陽市武岡市)に戍し、以て西

原蠻を^{かせ}拏が使む。京杲は貪暴にして、**國良**の家は富み、**京杲**は死罪を以て之に加える。**國良**は懼れ、縣に據りて叛し、西原蠻と合し、衆千人を聚め、州縣を侵掠し、瀕湖千里、咸な其の害を被る。荊(荊南節度使は荊州に治す)、黔(黔中觀察使は黔州に治す)、洪(江南西道觀察使は洪州に治す)、桂(桂管經略觀察使は治す)の諸道に詔して兵を合わせて之を討たしむ、連年克つ能わず。曹王の**皋**(大曆十四年にあり)の湖南觀察使に為るに及び、曰く、「疲^へ氓(疲れたる人民)を驅りて、反仄(反側)を誅するは、策之得たる者に非ざる也。」(13-073p)

乃ち**國良**の書を遺りて、言う、

「將軍は敢えて逆を為すに非ず、死を救わんと欲す耳。我は將軍と俱に**辛京杲**の構える所と為り、我は已に聖朝の湔洗(濯ぎ洗う)を蒙る、何の心か復た兵刃を將軍に加えん乎！將軍は我に遇い、速かに降らざれば、後に悔いるとも及ぶ無し！」

國良は且つ喜び且つ懼れ、遣使して降を乞い、猶ほ疑いて未だ決せず。**皋**は乃ち假に使者と為り、一騎を従え、五百里を越え、**國良**の壁に抵り、其の門を鞭ち、大呼して曰く、

「我は曹王也、來たりて降を受ける！」

軍を擧げて大いに驚く。**國良**は趨り出で、迎え拜して罪を請う。**皋**は其の手を執り、約して兄弟と為り、盡く攻守之具を焚き、其の衆を散じ、農に還ら使む。詔して**國良**の罪を赦し、名を**惟新**と賜う。

■**[行方不明の沈氏を皇太后]**辛巳(17)、遙に上の母の**沈氏**(開元の末を以て、選ばれて代宗の宮に入る。安祿山の乱に、玄宗が賊を避けるや、諸王妃妾の従うに及ばざる者、皆な賊の得る所と為る。之を東都の掖庭に拘す。代宗は東都に克ちて宮に入り、沈氏を得、之を東都の宮中に留む。史思明は再び東都を陥れ遂に所在を失う)を尊びて**皇太后**と為す。

■**[劉晏に死を賜わる]**荊南節度使の**庾准**は**楊炎**の指を^{こいねが}希い、奏す、

「忠州(荊南の巡属なり、故に庾准は以て劉晏を誣奏するを得る)刺史の**劉晏**は**朱泚**に書を與えて營救を求め、辭に怨望多し」

と、又た奏す、

「召して州兵を補い、朝命を拒まんと欲す」

と、**炎**は之を證成す。上は密に中使を遣わして忠州に就きて之を縊殺せしむ、己丑(25)、乃ち詔を下して死を賜わる。天下は之を冤とす。

■**[劉晏は財務官僚として牛耳る]**初め、**安史**之亂、數年間、天下の戸口は什に八九を亡い、州縣は多く藩鎮の據る所と為り、貢賦は入らず、朝廷の府庫は耗竭し、中國は多故にして、戎狄は毎歲邊を犯し、所在に重兵を宿し、給を縣官に仰ぎ、費す所^{はか}賁られず、皆な辦を**晏**に倚る。**晏**は初め轉運使と為り(寶應元年に劉晏は度支轉運等の使に充つ。廣徳二年に始めて晏を以て河南江淮以東轉運使と為す)、獨り陝東の諸道を領し、陝西は皆な度支之を領す、末年兼ね領し(大曆十四年に晏は判度支を兼ね、建中元年に罷む)、未だ幾くならず而して罷む。**晏**は精力有り、機智多く、有無を變通し、其の妙を曲盡す。常に厚直を以て善く走る者を募り、遞を置き相い望み、四方の物價を覘報せしめ、遠方と雖も、數日ならずして皆な使司(轉運使司)に達す、食貨輕重之權は、悉く制して掌握に在り、國家は利を獲、而して天下は甚だ貴く甚だ賤しき之憂い無し。常に以為らく、「衆務を辦集するは、人を得るに在り、故に必ず通敏、精悍、廉勤之士を擇び而して之を用う。簿書を句檢し、錢穀を出納するに至りては、事は至細と雖も(続は欠如)、必ず之を士類に委ねる。吏は惟だ符牒を書するのみ、輕々しく一言を出すを得ず。」

常に言う、

「士は贓賄に陥れば、則ち時に淪棄せらる、名は利よりも重し、故に士は清修多し。吏は潔廉なりと雖も、終に顯榮無し、利は名よりも重し、故に吏に貪汚多し。」

然れども惟だ晏のみ能く之を行う、它人の效う者は終に能く逮ぶ莫し。其の屬官は數千里の外に居ると雖も、教令を奉じ目前に在るが如し、起居語言は、敢えて欺給する無し。當時の權貴は、或は親故を以て之を屬する者は、晏も亦た之に應じ、俸給の多少、遷次の緩速をして、皆な其の志の如くなら使む、然れども職事を親らするを得る無し。其の場(交場・船場)院(巡院)の要劇之官は、(13-074p)必ず一時之選を盡す。故に晏が没する之後、財賦を掌りて聲有る者は、多く晏之故吏也。晏は又た以為えらく戸口は滋々多ければ、則ち賦税自ら廣し、故に其の財を理むるや常に(続は欠如)民を養(続は愛)うを以て先と為す。諸道は各々知院官(諸道巡院を掌る)を置き、旬月毎に、州縣の雨雪豐歉之狀を具し使司を白さしめ、豐なれば則ち貴糶し、歉なれば則ち賤糶し、或は穀を以て雜貨に易え官用に供し、及び豐處に於いて之を賣る。知院官は始めて不稔之端を見れば、先ず申す、

「某月に至れば如干(若干)の蠲免(租税などを輕減免除す)を須い、某月には如干の救助を須いん」と、期に及び、晏は州縣の申請を俟たず、即ち奏して之を行い、民之急に應じ、未だ嘗て時を失い、其の困弊、流亡、餓殍するを待たず、然る後に之を賑わざる也。是に由りて民は其の居業に安ずるを得、戸口は蕃息す。晏は始め轉運使と為り、時に天下の見戸二百萬に過ぎず、其の季年に乃ち三百餘萬。晏が続べる所に在りて則ち増し、晏が続べる所に非ざれば則ち増さざる也。其の初め財賦歲入は四百萬緡に過ぎず、季年には乃ち千餘萬緡なり。晏は専ら椎鹽の法を用い軍國之用に充てる。時に許、汝、鄭、鄧之西より、皆な河東の池鹽を食らい、度支之を主る。汴、滑、唐、蔡(代宗の寶應元年に豫州を改めて蔡州と為す。上の名を避ける)之東は、皆な海鹽を食し、晏は之を主る。晏は以為えらく官多ければ則ち民擾る、但に鹽を出す之郷に於いて鹽官を置き、鹽戸の煮る所之鹽を收め商人に轉鬻し、其の之く所に任す、自餘の州縣は復た官を置かず。其の江嶺の間鹽郷を去ること遠き者は、官鹽を彼に轉じて之を貯える。或は商は絶え鹽は貴ければ、則ち價を減じて之を鬻く、之を常平鹽と謂う、官は其の利を獲而して民は鹽に乏しからず。其の始め江、淮の鹽利は四十萬緡に過ぎず、季年には乃ち六百餘萬緡、是に由り國用は充足し而して民は困弊せず。其の河東の鹽利は、八十萬緡に過ぎず、而して價は復た海鹽より貴し。是より先、關東の穀を運びて長安に入る者は、河流湍悍(激流)なるを以て、率ね一斛に八斗を得至る者は、則ち成勞と為し、優賞を受ける。晏は以為えらく江、汴、河、渭、水力同じからずと、各々便宜に隨いて、運船を造り、漕卒に教え、江船は揚州に達し(淮に入る)、汴船は河陰(開元二十二年に汜水・武陟・滎澤を分けて河陰県に置く、河南府に屬す、河南省開封道に河陰倉有り)に達し、河船は渭口(渭水の河に入るの口)に達し、渭船は太倉に達し、其の間水に緣いて倉を置き、轉じて相い受給す。是より毎歲穀を運び或は百餘萬斛に至り、斗升の沉覆する者無し。船十艘を一綱と為し、軍將をして之を領せ使む、十運失無ければ、優勞、官を授く。其の人、數運之後に、斑白ならざる者無し。晏は揚子に於いて十場を置きて造船し、艘毎に錢千緡を給す。或は言う、

「用いる所實に半ばに及ばず、虚費は太だ多し。」

晏は曰く、

「然らず、大計を論ずる者は固に小費を惜しむ可からず、凡そ事必ず永久之慮りを為す。今始めて船場を置き、事を執る者は至って多し、當に先ず之をして私用に窘む無から使むべし、則ち官物堅牢ならん矣。若し遽に之と(13-075p)屑屑として錙銖(八銖を錙とす、僅少の意味)を校計すれば、安んぞ能く久しく行なわれん乎！異日必ず患い有らん吾の給する所多く而れども之を減ずる者は半ば以下を減ずるは猶ほ可也、此を過ぎれば則ち用(運×)いる能わず矣。」

其の後五十年、有司は果たして其の半ばを減ず。咸通中に及びて、有司は費を計り而して之を給し、復た羨餘無し、船は益々脆薄にして壞れ易く、漕運は遂に廢れる矣。晏の人と為りは勤力にして、事は閑劇と

無く、必ず一日中に於いて之を決し、留宿せ使めず、後來財利を言う者は皆な能く之に及ぶ莫し。

■**回紇**[張光晟は回紇の突董等九百人を殺す]八月，甲午(30)，振武留後の張光晟は回紇の使者の突董等九百餘人を殺す。突董者，武義可汗之叔父也。代宗之世，九姓胡は常に回紇之名を冒し，京師に雜居し，貨を殖し縱暴にして，回紇と共に公私之患いを為す。上は即位し，突董に命じ盡く其の徒を帥いて國に歸らしむ，輜重は甚だ盛んなり。振武に至り，留まること數月，厚く資給を求める，日々肉千斤を食い，他物は是に稱^{かな}い，樵牧者を縦ち果稼を暴踐し，振武の人は之を苦しむ。光晟は回紇を殺さんと欲し，其の輜重を取り，而して其の衆の強きを畏れ，未だ敢えて發せず。九姓胡は其の種族の新可汗の誅する所と為るを聞き，多く道より亡げ，突董は之を防ぐこと甚だ急なり。九姓胡は亡げるを得ず，又た敢えて歸らず，乃ち密に光晟に獻策し，回紇を殺さんと請う。光晟は其の黨類の自ら離れるを喜び，之を許す。上は陝州之辱め(222 卷寶應元年にあり)を以て，心は回紇を恨む。光晟は上の旨を知り，乃ち奏して稱す、

「回紇は本種は多きに非ず，輔けて以て強き所の者は，群胡耳。今其の自ら相い魚肉とするを聞く，頓莫賀は新たに立ち，移地健(登里可汗の名)に孽子(妾腹の子)有り，及び國相、梅金錄(続は梅錄、回紇將軍の号)は各々兵數千人を擁して相い攻め，國は未だ定まらず。彼は財無ければ則ち其の衆を使う能わず，陛下は此の際に乗じて之を除かずして，乃ち其の人を歸し，之に財を與えるは，正に所謂寇に兵を借し盜に糧を繼^{もたら}す者也。請う之を殺さん。」

三たび奏し，上は許さず。光晟は乃ち副將をして其の館門を過ぎ，故に禮を為さざら使む。突董は怒り，執り而して之を鞭つこと數十。光晟は兵を勒して掩撃し，群胡を並せて盡く之を殺し，聚めて京觀(死体を積上げて山とする)と為す。獨り二胡(続は一胡)を留めて，國に歸りて證を為さ使め，曰く、

「回紇は大將を鞭辱し，且つ振武を襲據せんと謀り，故に事に先だちて之を誅す。」

上は光晟を征して右金吾將軍と為し，中使の王嘉祥を遣わして往(征×)きて信幣を致さしむ。回紇は專殺する者を得て以て仇を復せんと請う，上は之が為に光晟を貶して睦王(上の弟)の傳と為し以て其の意を慰む。

■**朱泚の勢力拡大**丁未(43)，盧龍、隴右、涇原節度使の朱泚に兼中書令を加え，盧龍、隴右節度は故の如し。舒王之謨を以て四鎮、北庭行軍、涇原節度大使と為し，涇州牙前兵馬使の河中の姚令言を以て留後と為す。謨は，邈(代宗の子、大曆八年薨去)之子也，早く孤なり，上は之を子とす。

■**太后の一族優遇**癸丑(49)，詔して太后の父、祖、兄、弟に官を贈り，及び自餘の宗族男女、官に拜し邑に封ぜらる者は(13-076p)告第(告策とすべし)告身，凡そ百二十有七、中使を通じ馬を以て負わせ而して之を賜わる。

■**宣政殿の修理**九月，壬午(18)，將作は奏す、

「宣政殿の廊壞る，十月は魁岡(陰陽家の拘忌に天岡・河魁有り。凡そ魁岡の月、及び繋る所の地は、修造を忌む。史炤曰く、北斗の魁岡と為すと。宋白曰く、陰陽氏の書に、是の歳孟冬を謂って魁岡と為す。修作に利あらずと)にして，未だ修む可からず。」

上は曰く、

「但だ公を妨げ人を害せざれば，則ち吉なり矣。安んぞ時日を問わん！」

即ち命じて之を修めしむ。

■**貨賂公行を取り締まる**大歷以前，賦斂出納俸給は皆な法無く，長吏は之を専らにするを得る。重ねるに元(元載)、王(王縉)政を乗り，貨賂公行するを以てし，天下は贓吏を按ぜざる者は殆んど二十年(続は三十

年)。惟だ江西觀察使の**路嗣恭**は虔州刺史の**源敷翰**を案(続は按)じ、之を流す。上は宣歙(二州は山に依りて江湖の要を扼す。觀察史を分置す)觀察使の**薛邕**が、文雅の舊臣なるを以て、徴して左丞と為す。**邕**は宣州を去り、官物を盜隱すること巨萬を以て計り、殿中侍御史の**員寓**は之を發く。**冬、十月、己亥(35)**、連山(連州の県。晋の武帝は桂陽を分けて廣惠県を立つ。仁壽元年に連山県と改める。広東省嶺南道、現・清遠市連州市)の尉に貶す。是に於いて州縣は始めて朝典を畏れ、敢えて放縱せず。

■**[宦官を疏斥の是非]**上は初めて即位し、宦官を疏斥し、朝士を親任し、而して**張涉**は儒學を以て入侍し、**薛邕**は文雅を以て朝に登り、繼いで賊を以て敗れる。宦官武將は以て口に借く(口実)を得、曰く、「南牙の文臣の賊は動もすれば巨萬に至り、而るに我が曹は濁り天下を亂すと謂う、豈に欺罔(欺罔×)に非ず邪！」

是に於いて上の心は始めて疑い、倚杖する所を知らず矣。

■**[太后を訪求]**中書舍人の**高參**は諸**沈**を分遣して太后を訪求せしめんと請い、庚寅(26)、睦王の**述**を以て奉迎使と為し、工部尚書の**喬琳**を之が副とし、又た諸**沈**四人に命じて判官と為し、中使と諸道を分行して之を求める。

■**十一月**、初めて令して待制官の外、更に朝集使二人を引き、訪うに時政の得失、遠人の疾苦を以てす。

■**[公主 11 人を嫁す]**是より先、公主の下嫁する者は、舅姑は之を拜し、婦答えず。上は禮官に命じて公主が舅、姑及び嬖之諸父、兄、姉に拜見する之儀を定めしむ。舅、姑は坐して中堂に受け、諸父、兄、姉は立ちて東序に受ける、家人の禮の如し。縣主有り將に嫁せんとし、擇びて丁丑を用いる。是の日、上之從父妹は卒し、命じて之を罷めしむ。有司は奏す、

「供張は已に備わる、且つ殤(未だ人と成らずして死す者を殤と為す。19-16 に死すを長殤、15-12 を中殤、11-8 を下殤)服は事を廢するに足らず。」

上は曰く、

「爾は其の費えを愛み、我は其の禮を愛む。」

卒に之を罷む。至德以來、國家は事多く、公主、郡、縣主は多く時を以て嫁さず。**華發**(髮白き者を華という)なる者有り、禁中に居ると雖も、或は十年天子を見ず。上は始めて諸宗女を引見し、尊者には敬を致し、卑者は存慰し、悉く命じて之を嫁せしむ。繼す所の小大之物は、必ず心目を経る。己卯(15)、庚辰(16)二日、岳陽等凡そ十一縣主を嫁す。(13-077p)

■**[吐蕃]**吐蕃は**韋倫**の再び(今年五月に続き)至るを見、益々喜ぶ。**十二月、辛卯(27)朔**、**倫**は還り、吐蕃は遣其の相の**論欽明思**(論欽明思×)等を遣わして入貢せしむ。

■是の歲、太子の母の**王氏**を冊して**淑妃**と為す。

■天下の税戸は三百八萬五千七十六、籍兵(籍後×、兵籍の者)は七十六萬八千餘人、税錢は一千八十九萬八千餘緡、穀二百一十五萬七千餘斛なり。

代宗睿文孝武皇帝下建中二年（辛酉，781年）

【李寶臣薨去後の混乱】

■**[李寶臣の世襲を認めず]**春、正月、戊辰(4)、成德節度使の**李寶臣**は薨ず。**寶臣**は軍府を以て其の子の行軍司馬の**惟岳**に傳えんと欲し、其の年少闇弱なるを以て、豫め諸將之制する難き者を誅す。深州刺史の**張獻誠**等、十餘人同日に死する者有るに至る。**寶臣**は易州刺史の**張孝忠**を召し、**孝忠**は往かず、其の弟の

孝節をして之を召さ使む。孝忠は孝節をして寶臣に謂って曰わ使む、

「諸將に何の罪ありて、頸を連ねて戮を受けるや！孝忠は死を懼れて、敢えて往かず、亦た敢えて叛かず、正に公が入朝せざる之意が如き耳。」

孝節は泣いて曰く、

「此くの如くすれば、孝節は必ず死せん。」

孝忠は曰く、

「往けば則ち命を並せん、我は此に在り、必ず敢えて汝を殺さず。」

遂に歸り、寶臣も亦た之を罪せざる也。兵馬使の王武俊は、位は卑く而るに勇有り、故に寶臣は特に之を親愛し、女を以て其の子の士真に妻あわせ、士真も復た厚く其の左右に結ぶ。故に孝忠、武俊は獨り全くすを得る。薨じるに及び、孔目官の胡震、家僮の王它奴は惟岳に勧めて喪を匿すこと二十餘日、詐りて寶臣の表を為り、惟岳をして繼襲せ使めんと求め、上は許さず。給事中の汲(衛州に属す)人の班宏を遣わして往きて寶臣の疾を問ひ、且つ之を諭さしむ。惟岳は厚く宏に賂し、宏は受けず、還りて報ず。惟岳は乃ち喪を發し、自ら留後と為り、將佐をして共に奏して旌節を求め使む、上は又た許さず。初め、寶臣は李正己、田承嗣、梁崇義と相い結び(前卷大曆十二年)、期するに土地を以て之を子孫に傳えんとす。故に承嗣之死するや(前卷大曆十四年)、寶臣は力めて之が為に朝に請ひ、節を以て田悅に授せ使める。代宗は之に従う。悅は初めて位を襲ひ、朝廷に事えること禮甚だ恭々し、河東節度使の馬燧は其の必ず反せんと表し、先ず備えを為すを請う。是に至りて悅は屢々惟岳の為に繼襲するを請ひ、上は前弊を革めんと欲し、許さず。或は諫めて曰く、

「惟岳は己に父業に據る、因り而して之に命じざれば、必ず亂を為さん。」

上は曰く、

「賊は本は資の以て亂を為す無く、皆な我が土地を藉り、我が位號を假り、以て其の衆を聚める耳。晷日其の欲する所に因り而して之に命ずること多く矣、而して亂(続は亂日)益々滋し。是れ爵命は以て亂を已むに足らず而して適々以て亂を長ずるに足る也。然らば則ち惟岳は必ず亂を為さん、命じると命ぜざるは等しき耳。」

竟に許さず。悅は乃ち李正己と各々遣使して惟岳に詣り、潛に兵を勅して命を拒まんと謀る。

■[田庭玠は憂卒]魏博節度副使の田庭玠は悅に謂って曰く、

「爾は(13-078p)伯父(田承嗣)の遺業を藉り、但だ謹みて朝廷に事え、坐して富貴を享ける、亦た善ろしからず乎！奈何して故無く恆(成徳節度使は恆州に治す)、鄆(淄青節度使は鄆州に治す)と共に叛臣と為らん！爾の兵興以來を觀るに、逆亂する者は誰か能く其の家を保つや乎？必ず爾之志を行わんと欲すれば、先ず我を殺す可し、我をして田氏之族滅を見使む無かれ也。」

因りて病と稱し家に臥す。悅は自ら往きて之を謝し、庭玠は閉門して内れず、竟に憂いを以て卒す。

■[李惟岳は判断に迷う]成徳判官の邵真は李惟岳之謀を聞き、泣いて諫めて曰く、

「先の相公は國の厚恩を受け、大夫は衰經の中に、遽に國に負かんと欲す、此れ甚だ不可なり。」

惟岳に李正己の使者を執りて京師に送り、且つ之を討つを請うを勧める、曰く、

「此くの如く、朝廷は大夫之忠を嘉し、則ち旌節こいねがわ庶幾くは得可し。」

惟岳は之を然りとし、真をして奏を草せ使む。長史の畢華は曰く、

「先公は二道と好みを結ぶこと二十餘年、奈何して一旦之を棄てんや！且つ其の使いを執ると雖も、朝廷は未だ必ずしも信ぜられず。正己は忽ち我に來襲し、孤軍無援なり、何を以て之を待たん！」

惟岳は又た之に従う。

■[谷從政は李惟岳を諫止]前定州刺史の谷從政は、惟岳之舅也、膽略有り、頗る讀書し、王武俊等は皆な敬いて之を憚り、寶臣の忌む所と為り、從政は乃ち病と稱して門を杜^とず。惟岳も亦た之を忌み、與に事を圖らず、日夜獨り胡震、王他奴等と議を計り、多く金帛を散じ以て將士を悦ばす。從政は往きて惟岳を見て曰く、

「今海内は無事なり、上國(時に藩鎮抛し、自ら古の諸侯に比し、京師を謂って上國という)より來たる者は、皆な言う、天子は聰明英武にして、志は太平を致さんと欲し、深く諸侯の子孫が地を専らにするを欲せずと。爾は今首として詔命に違えば、天子は必ず諸道を遣わして討を致さん。將士は賞を受ける之際、皆な言う、大夫の為に死を盡くさんと。苟くも一戰して勝たざれば、各々其の生を惜しみ、誰か不心を離さざるや！大將の權有る者は、危きに乗り便を伺い、威な思取爾を取りて以て自ら功を為さんと思う矣。且つ先の相公の殺す所の高班の大將は、殆んど百を以て數う、撓敗之際、其の子弟は仇を復せんと欲する者は、庸ぞ數う可けん乎！又た、相公は幽州と隙有り(李寶臣が朱滔を襲う、前卷代宗大曆十年)、朱滔の兄弟は常に我に切齒す、今天子はず以て將と為さん。滔は吾と析を擊てば相い聞こえ(左傳に曰く、魯、析を擊てば邾に聞こゆと。境を接するを謂う)、計るに其の命を聞きて疾驅せん、虎狼之獸を得るが若き也、何を以て之に當たらん！昔田承嗣は安、史父子に従いて同じく反し、身百戰を経、凶悍は天下に聞こえ、詔に違えて舉兵し、自ら無敵と謂う。盧子期が擒に就き、吳希光が歸國するに及び、承嗣は天を指して泣を垂れ、身の措く所無し。先の相公が兵を按じて進まず(前卷大曆十年)、且つ之が為に祈請し、先帝は寬仁にして、赦し而して誅せざるを頼る。然らざれば、田氏は豈に種有らん乎！況んや爾は富貴に生長し、齒發尚ほ少く、艱危を更ず、乃ち左右之言を信じ、承嗣の為す所を效さんと欲する乎！爾之計を為すに、若かず將佐を辭謝し、惟誠をして軍府を攝領せしめ、身自ら入朝し、宿衛に留まるを乞い、因りて惟誠且く留(令×)まりて事を攝するを言い、(13-079p)恩命聖志に決せんには、上は必ず爾の忠義を悦び、縦い大位無くとも、榮祿を失わず、永く憂い無し矣。然らざれば、大禍は將に至らんとし、之を悔いるとも何ぞ及ばん(續は欠如)。吾も亦た爾が素より我を疏忌するを知る、顧わくは舅甥之情を以て、事急にして、言わざるを得ざる耳！」

惟岳及び左右は其の言切なるを見、益々之を惡む。從政は乃ち復た歸り、門を杜じ病を稱す。惟誠者、惟岳之庶兄也、謙厚にして書を好み、衆心を得、其の母妹(惟誠の同母の妹)は李正己の子の婦と為る。是の日、惟岳は惟誠を正己に送り、正己は姓を張に復せしめ、遂に淄青に仕える。惟岳は王它奴を遣わして從政の家に詣り、其の起居を察せしめ(將に殺さんとし、之に示すに意を以てし、自ら引分せしむ、自決を促す)、從政は藥を飲み而して卒す。且に死せんとし、曰く、

「吾は死を憚らず、張氏(李寶臣はもと張忠志なり)が今族滅せんことを哀しむ矣！」

■[李正己・田悅・梁崇義、李惟岳は連携]劉文喜之死する也(前年にあり)、李正己、田悅等は皆な自ら安じず。劉晏は死し(前年にあり)、正己等は益々懼れ、相い謂って曰く、

「我が輩の罪惡は、豈に劉晏と比するを得ん乎！」

會々汴州の城は隘^{せま}く、之を廣げ、東方の人は訛言す、

「上は東封せんと欲し、故に汴州に城きずく。」

正己は懼れ、兵萬人を發して曹州(李正己の巡屬、汴州と境を接す)に屯す。田悅も亦た完聚(城郭を完くして人民を聚める)して備えを為し、梁崇義、李惟岳と遙に相い應じて助け、河南の士民は騷然驚駭す。

■[永平軍分割、正己等に備える]永平軍(續は永平)は舊は汴、宋、滑、亳、陳、潁、泗の七州を領す、丙子(12)、宋、亳、潁を分けて別に節度使と為し、宋州刺史の劉洽を以て之と為す。泗州を以て淮南に隸す。

又た東都留守の路嗣恭を以て懷、鄭、汝、陝四州、河陽三城節度使と為す。旬日にして、又た永平節度使の李勉を以て洽、嗣恭の二道を都統せしめ、仍ほ鄭州を割きて之を隸し、嘗て將為る者を選びて諸州刺史と為し、以て正己等に備える。

■[沈太后発見騒動]初め、高力士は養女有り東京に嫠居(夫無き)す、頗る能く宮中の事を言い、女官の李真一は其の沈太后^た為らんことを意い、使者に詣りて具に其の状を言う。上は之を聞き、驚喜す。時に沈氏の故老は已に盡き、太后を識る者無し、上は宦官、宮人を遣わして往(征×)きて之を驗視せしむるに、年狀頗る同じ、宦官、宮人は^{つまびらか}審に太后を識らず、皆な是なりと言う。高氏は辭して稱す、
「實に太后に非ず」

と、驗視者は益々之を疑い、強いて迎えて入りて上陽宮に居(続は欠如)る。上は宮女百餘人を發し、乘輿服御(乘輿御×)の物を^{もたら}繼し上陽宮に就きて供奉す。左右は誘諭すること百方す、高氏の心は動き、乃ち自らは是なりと言う。驗視者は馬を走らせて入りて奏し、上は大いに喜ぶ。二月、辛卯(27)、上は偶日を以て殿に御し、群臣は皆な入りて賀す(唐の制では天子は隻日を以て朝賀を受ける。今太后を得たるを喜ぶ、故に偶日を以て殿に御して賀を受ける)。有司に詔して儀を草して奉迎せしむ。高氏の弟の承悅は長安に在り、言わざれば、久しく罪を獲るを恐れ、遽に自ら本末を言う。上は力士の養孫の樊景超に命じて往きて覆視せしむ、景超は高氏が内殿に居り、太后を以て自ら處り、左右の侍衛甚だ嚴なるを見る。景超は高氏に謂って曰く、

「姑何ぞ自ら身を俎上に置くや！」(將に詐偽を以て罪に伏せんをすること、身を俎上に起きて以て刀を俟つが如きを言う)

左右は景超を叱して下ら使め、景超は聲を抗げて曰く、

「詔有り、太后は詐偽す、(13-080p)左右は下る可し。」

左右は皆な殿を下る。高氏は乃ち曰う、

「吾は人の強うる所と為り、己より出ずるに非ざる也。」

牛車を以て載せて其の家に還す。上は後の人復た敢えて太后を言わざらんことを恐れ、皆な之を罪せず、曰く、

「吾は寧ろ百欺を受けるとも、庶幾わくは之を得んことを。」

是より四方太后を得ると稱する者は數四、皆な是に非ず、而して真の太后は竟に之く所を知らず。

■[御史中丞の盧杞の貌]御史中丞の盧杞は、奔(天寶十四載に安祿山は洛陽を陥れ、盧奔は之に死す)之子也、貌は醜く、色は藍の如し、口辯有り。上は之を悦び、丁未(43)、擢んで大夫(御史大夫)と為し、京畿觀察使を領せしむ。郭子儀は賓客を見る毎に、姬妾は側を離れず。杞は嘗て往きて疾を問う、子儀は悉く侍妾を屏け、獨り几に隱(よ)りて之を待つ。或は其の故を問ひ、子儀は曰く、

「杞の貌は陋に而して心險なり、婦人輩は之を見て必ず笑わん、他日杞が志を得れば、吾が族は類無からん矣！」

■[楊炎から盧杞へ]楊炎は既に劉晏を殺し、朝野は目を側つ、李正己は累^{しきり}に表して晏の罪を請い、朝廷を譏斥す。炎は懼れ、腹心を遣わして分けて諸道に詣らしめ、宣慰を以て名と為し、實は之をして密に節度使を諭して云わ使む、

「晏は昔に奸邪に付き、獨孤后を立てんと請う、上は自ら惡み而して之を殺す。」

上は聞き而して之を惡み、是に由りて炎を誅する之志有り、隱し而して未だ發せず。乙巳(41)、炎を遷して中書侍郎と為し、盧杞を擢んで門下侍郎と為し、並せて同平章事とし、専ら炎に任じず矣。杞は最陋(ちいさき)にして、文學無く、炎は之を輕んじ、多く疾に托して與に會食(唐の制、諸宰相は日に政事堂に會食す)せ

ず。杞も亦た之を恨む。杞は陰狡にして、勢いを起こして威を立てんと欲し、小しく附かざる者は必ず之を死地に置かんと欲し、太常博士の裴延齡を引いて集賢殿の直學士と為し、之を親任す。

■丙午(42)，汴宋軍(是の時、李勉は永平軍節度使を以て汴州に鎮す。蓋し宋毫額を以て宣武軍と為す)を更めて名づけて宣武と曰う。

■振武節度使の彭令芳は苛虐なり、監軍の劉惠光は貪婪なり。乙卯(51)，軍士は共に之を殺す。

■[楊惠元は酒宴で飲まず]京西(時に吐蕃通和し、西辺は警無し。而して河南北の諸鎮は兵を連ねて命を拒み、關東騒然たり)の防秋兵萬二千人を發して關東に戍せしむ。上は望春樓(灞水の西に在り、廣運潭に臨む)にして宴して將士を勞い、神策將士(続は神策軍士)は獨り飲ばず、上は之を詰ら使め、其の將の楊惠元は對えて曰く、

「臣等は奉天を發し、軍帥の張巨濟は之を戒めて曰く、『此の行は大いに功名を建てよ、凱旋之日、相い與に歡を為さん。苟くも未だ捷たずんば、飲酒する勿れ。』故に敢えて詔を奉ぜず。」

行くに及びて、有司は緣道に酒食を設け、獨り惠元の所部は瓶罌(酒等を入れる甕)發かず。上は深く歎美し、書を賜りて之を勞う。惠元は、平州(北平)人也。

■三月，殷州を鄆城(潁川郡曲陽県に鄆城有り、北齊は臨鄆郡を置く。隋は郡を廢して鄆城県と為す。唐は蔡州に属す。時に鄆城・臨潁・陳州の[水殷]水を分けて[水殷]州を置く、河南省開封道鄆城県、現・漯河市鄆城区)に置く。

■辛巳(17)，汾州刺史の王翹を以て振武軍使、鎮北、綏、銀等州留後と為す。(13-081p)

■殿中少監の崔漢衡を遣わして吐蕃に使いせしむ。

■[梁崇義の慰撫]梁崇義は李正己等と連結すると雖も、兵の勢いは寡弱なり、禮數は最も恭々し。或は其の入朝するを勧め、崇義は曰く、

「來公は國に大功有り、上元中に閹宦の讒する所と為り、遷延して命を稽める、代宗の位を嗣ぐに及び、駕を俟たずして入朝せり、猶ほ族誅を免れざりき。吾は歳久しく鬱積む、何ぞ往く可けん也！」

淮寧節度使の李希烈は屢々之を討つを請い、崇義は懼れ、益々武備を修める。流人の郭昔は崇義の變を為すを告げ、崇義は之を聞き、罪を請い、上は之が為に昔を杖し、之を遠流す。金部員外郎の李舟をして襄州に詣りて旨を諭さ使め以て之を安んず。舟は嘗て使いを奉じて劉文喜に詣り、為に禍福を陳べ、文喜は之を囚え、會々帳下文喜を殺して以て降る、諸道の跋扈する者は之を聞き、謂う、

「舟は能く城を覆して將を殺す。」

襄州に至り、崇義は之を惡む。舟は又た崇義に入朝を勧め、言は頗る切直なり、崇義は益々悦ばず。遣使して諸道を宣慰するに及び、舟は復た襄州に詣(指×)り、崇義は境に拒みて内れず、上言す、

「軍中は疑い懼れる、請う易えるに它使を以てすべし。」

時に兩河の諸鎮は方に猜阻し、上は恩信を示し以て之を安んぜんと欲し、夏，四月，庚寅(26)，崇義に同平章事を加え、妻子は悉く封賞を加え、賜わるに鐵券を以てす。御史の張著を遣わして手詔を繼して之を征す、仍ほ其の裨將の蔺果を以て鄧州(穰県に治す)刺史と為す。

■五月，丙寅(2)，軍興を以て、商税を増して什の一と為す。(楊炎は税法を定め、商賈は三十にして一を税す。今之を増す)

■[節度使連合]田悅は卒に李正己、李惟岳と計を定め、兵を連らねて命を拒み、兵馬使の孟祐を遣わして歩騎五千を將いて北に惟岳を助けしむ。薛嵩之死する也、田承嗣は洺、相二州を盜據し(前卷大曆十年にあり)、朝廷は獨り邢、磁二州及び臨洺縣(漢の易陽県の地。趙國に属す。唐は洺州に属す。直隸省大名道永年県の西十五里に在り、現・邯鄲市永年区)を得たり。悅は山に阻して境と為さんと欲し、曰く、

「邢、磁は兩眼の如し、吾が腹中に在り、取らざる可からず。」

乃ち兵馬使の**康愔**を遣わして八千人を將いて邢州を圍み、別將の**楊朝光**をして五千人を將いて邯鄲の西北に柵し、以て昭義の救兵を斷たしめ、**悅**は自ら兵數萬を將いて臨洺を圍む。邢州刺史の**李共**、臨洺の將の**張仝**は壁を堅くして拒み守る。貝州刺史の**邢曹俊**は、**田承嗣**の舊將也、老い而して謀有り、**悅**は牙官の**鳳鸞**を寵信し而して之を疏んず。臨洺を攻めるに及び、**曹俊**を召して計を問う。**曹俊**は曰く、

「兵法に十ならば圍み五なら攻めん(孫子)。尚書は逆を以て順を犯す、勢いは更に倖^{ひと}しからず(寡を以て衆に敵す、勢い已に倖しからず。逆を以て順を犯す、更に倖しからず)。今兵を堅城之下に頓し、糧は竭き卒盡きるは、自ら亡びる之道也。若かず萬兵を崞口(西山の下に當り、相州の西に直る)に置き以て西師(澤潞河東の師、西山より下るをいう)を遏^{とど}め、(13-082p)則ち河北二十四州(玄宗の河朔二十四郡なり。至徳より郡を改めて州と為す。安史既に平らぐの後、河北に又た分置の州有り。若し開元天寶の河北道采訪使の統べる所の大略を以て之を言うときは、此のとき河北二十四州に止まらず。邢曹俊の説は蓋し時帯に因りて傳習の古語を為すのみ)は皆な尚書の有と為さん矣。」

諸將は其の己に異なるを惡み、共に之を毀り、**悅**は其の策を用いず。

令和 8 年 4 月 12 日 翻訳開始 11678 文字

令和 8 年 5 月 7 日 翻訳終了 23562 文字